

議案第45号

鹿屋市印鑑条例等の一部を改正する等の条例の制定について
鹿屋市印鑑条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和7年6月6日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市印鑑条例等の一部を改正する等の条例

(鹿屋市印鑑条例の一部改正)

第1条 鹿屋市印鑑条例（平成18年鹿屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気を付したかのや市民カードをいう。」を削り、同条第2項を削る。

第10条第3項を削る。

第16条の2の見出し中「自動交付機等」を「多機能端末等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第16条の3から第16条の6までを削る。

(鹿屋市手数料条例の一部改正)

第2条 鹿屋市手数料条例（平成18年鹿屋市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項から第30項までを1項ずつ繰り上げる。

(鹿屋市個人番号カードの利用に関する条例の一部改正)

第3条 鹿屋市個人番号カードの利用に関する条例（平成27年鹿屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

個人番号カードを利用する事務は、鹿屋市印鑑条例（平成18年鹿屋市条例第21号）第16条第3項に規定する印鑑登録証明書の交付とする。

(かのや市民カードに関する条例の廃止)

第4条 かのや市民カードに関する条例（平成18年鹿屋市条例第259号）は廃止す

る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、第1条の規定による改正前の鹿屋市印鑑条例（以下「改正前の印鑑条例」という。）の規定により現に印鑑の登録を受けている者は、引き続き印鑑の登録を受けている場合に限り、改正前の印鑑条例の規定に基づき交付を受けている登録証により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。
- 3 この条例の施行の際、第1条の規定による改正前の印鑑条例の規定により現に登録証の交付を受けている者は、市長に申請することにより、第1条の規定による改正後の鹿屋市印鑑条例（以下「改正後の印鑑条例」という。）第8条の規定による登録証へ切り替えることができる。
- 4 この条例の施行の際、第1条の規定による改正前の印鑑条例の規定により現に改正前の印鑑条例第8条の規定に基づき交付するものとして残存する印鑑登録証については、第1条の規定による改正後の印鑑条例第8条第1項の規定にかかわらず、同項の印鑑登録証として必要な調整をして使用することができる。

（提案理由）

自動交付機の廃止に伴い、かのや市民カードを廃止するとともに、印鑑登録証の交付等に関し所要の規定の整備を行うため、本案を提出するものである。